

株式会社エルゴジャパンエナジー「(仮称)西原村風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見について

令和元年12月9日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)西原村風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、株式会社エルゴジャパンエナジーに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 熊本県阿蘇郡西原村
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大50, 400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和元年 9月 19日
環境大臣意見受理	令和元年12月 2日
経済産業大臣意見	令和元年12月 9日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、松崎
電話03-3501-1742(直通)

株式会社エルゴジャパンエナジー「(仮称)西原村風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見について

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺で

は、サシバ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 植物及び生態系に対する影響

想定区域では、自然再生推進法に基づく自然再生事業によって阿蘇草原再生が実施されているほか、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回(植生調査)において、植生自然度が高いとされた植生及び森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林が存在していることから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化に当たっては、自然再生事業の実施のために自然再生推進法に基づき設置された阿蘇草原再生協議会及び関係地方公共団体の意見を踏まえるとともに、自然再生事業による阿蘇草原再生を主に実施している牧野組合等と十分な協議・調整を行うこと。

(3) 景観に対する影響

想定区域は阿蘇南外輪山の一部であり、近隣は自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく阿蘇くじゅう国立公園の第3種特別地域に指定されており、想定区域及びその周辺には当該国立公園の利用施設計画に位置づけられている「立野駒返峠線(歩道)」や「九州自然歩道線(歩道)」等の主要な眺望点が存在している。また、想定区域には、景観資源であり主要な眺望点でもある「冠ヶ岳」が存在することから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観及び景観資源に対する重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により利用施設及び主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況及び利用者の意見等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な

予測及び評価を行い、その結果も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、これらの管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域には「冠ヶ岳」が存在しているほか、想定区域及びその周辺には「立野駒返峠線(歩道)」が存在しており、直接改変による影響のほか、供用時の騒音及び風車の影並びに景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。このため、「立野駒返峠線(歩道)」の直接改変を原則回避する等の措置を講じ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況及び利用者の意見等を把握した上で、事業実施による影響を予測及び評価すること。さらに、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、これらの管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。